

## レンタルサービスに付帯される動産総合保険のご案内

### 【はじめに】

当社のレンタルサービスには、動産総合保険を付帯しております。レンタルのご利用期間中に、火災や盗難をはじめとする不意の事故が発生した場合、保険適用対象事故として、物件の修復にかかる修理代等が免責となります。尚、レンタル物件の修理代が補償額を上回る保険事故の場合には、お客さまに修理代金の一部をご負担いただくことがございます。

また、お客さまの故意または重過失による損害、紛失、置き忘れなどの事故や、当社への事故発生のご連絡をいただけなかった場合など、所定の手続きが行われなかった場合には、物件代金または修理代金相当額をご負担いただきます。予めご了承ください。

### 【事故発生のおきには】

事故が発生した場合には、速やかに下記事項を当社営業担当者にご連絡ください。火災や盗難の事故の場合には、下記書類が必要になります。事故処理を円滑に進める上で、お客さまのご協力をお願いします。

#### <連絡事項>

- ①物件の資産番号
- ②事故発生日時、場所
- ③事故の原因
- ④事故の損害程度

#### <必要な書類>

・火災事故

- ①被害報告書、②消防署の罹災証明、③物件写真、④修理費見積書

・盗難

- ①被害報告書、②盗難証明または盗難届出証明

・その他の事故

- ①被害報告書、②物件写真（被害状況のわかるもの）③修理見積書

※修理が不可能な場合は、修理業者より「修理不能証明書」を取得願います。

### 【動産総合保険の概要】

動産総合保険は、動産を対象として不測かつ突発的な事故によって生じた損害を補償の対象としております。保険の適用については保険会社の審査によります。（動産総合保険は日本国内での利用のみ担保され、船上および水中での使用は補償されません。）

#### 1． 動産総合保険の適用例

- ・ 火災・落雷・破裂・爆発・盗難・破損・輸送中の事故・取扱い上の不注意など
- ・ 水災（台風、暴風雨、豪雨などによる洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れなど）

#### 2． 動産総合保険の補償対象外例

- ・ お客さまの故意、重過失
- ・ 容易に予見できる事故への回避義務を怠った場合
- ・ 取り扱い上の不注意が、繰り返された場合
- ・ 戦争、暴動、その他事変、差し押さえ、没収、核燃料物質による損害
- ・ 地震（地震、噴火、またはこれらによる津波）
- ・ 保険の目的自体に内在する欠陥（瑕疵）に起因する損害
- ・ 自然の消耗、かび、さび、変質、変色、虫食い、ネズミ食い
- ・ 置き忘れ、紛失、万引き
- ・ 詐欺、横領
- ・ 保険の目的に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害
- ・ 電氣的・機械的事故および故障  
（火災などが発生した場合や偶然な外来の事故の結果として発生した損害は除く）
- ・ 修理・清掃などの作業中における作業上の過失、技術の拙劣に起因する損害
- ・ 使用人の不正使用
- ・ 海外における事故
- ・ 汚損、擦損、塗料の剥落など単なる外観の損傷で、機能上問題とならない損害
- ・ 真空管、ブラウン管、電球などの管球類。または液晶ディスプレイなどの画像表示装置のみに生じた損害
- ・ 光学視管系スコープの体内挿入部位の噛み付きによる損害

※上記は動産総合保険の補償対象の一例です。お客さまご利用の状況によって、補償が受けられない場合がございます。保険会社の事故に関する調査・審査を経て、適用の可否が決定されますのでご了承ください。